

第10回専門委員会での意見を踏まえた「議論の取りまとめ（案）」からの修正点

修正箇所	修正内容
<p>【6 ページ目】 4 研修受講に関する基準の運用 (2) 個人のベビーシッターの研修受講促進方策</p>	<p>「○ガイドラインでは～」を以下のとおり修正</p> <p>○ ガイドラインでは、マッチングサイトの運営者には、マッチングサイトへの登録は届出を行った者に限るとともに、研修受講状況の確認を求めている。これに加えて、<u>研修受講状況を確実に確認するためにも、登録前に保育従事者と面談することをマッチングサイトの運営者に推奨することが必要である。</u>することが考えられるのではないかと。またさらに、確認した資格や研修受講状況をマッチングサイトで公開することをマッチングサイトの運営者から登録する保育従事者に促すことを推奨することも必要と考える。考えられるのではないかと。これらの点については、実現可能性を含めて、更に検討し、必要に応じ、ガイドラインの見直しを含めた検討が必要と考える。</p>
<p>【6 ページ目】 4 研修受講に関する基準の運用 (3) 事業者の自社研修や民間の研修事業者等が実施する研修の内容の確認方法</p>	<p>「○法人の事業者が～」及び「○民間の研修事業者等～」を以下のとおり修正</p> <p>○ 法人の事業者が、雇用等しているベビーシッターに対し、有効な自社研修の実績がある場合など一定の要件を満たす場合、厚生労働省が示す確認方法に基づき、都道府県等が当該自社研修の内容や実績等を確認した上で、「同等」の研修と認められれば、これらの自社研修の受講も認めることも必要と考える。また、こうした法人の事業者の自主的な質の確保・向上方策を更に検討することが必要である。</p> <p>○ 民間の研修事業者等（マッチングサイトの運営者を含む。）が実施する研修については、自社研修と同様、都道府県等が当該研修の内容や実績等を確認した上で、「同等」の研修と認められれば、これらの研修受講も認めることが考えられる。この運用に当たっては、研修の機会の確保状況を各都道府県等で把握した上で、必要に応じ、都道府県等から厚生労働省に個別に相談し、厚生労働省の助言を踏まえて都道府県等が判断することが必要と考える。（以下、略）</p>

<p>【8 ページ目】</p> <p>5 情報開示の徹底 認方法</p>	<p>「○都道府県等においては～」及び「○その際～」を以下とおり修正</p> <p>○ 都道府県等においては、事業者から届出されたこれらの情報について、<u>まずはホームページ等で情報提供することが必要である。現在、厚生労働省のホームページに、各都道府県等における認可外保育施設の一覧等の情報が掲載されたホームページへのリンクが可能なURL一覧が掲載されているが、都道府県等が掲載している情報内容の標準化を進めるなど、利便性も高めつつ、全国的なシステム等で、必要な情報を確認できるようにすべきである。その際、効果的・効率的な情報管理の方法についても、技術的課題も考慮しつつ、検討すべきである。</u></p> <p>○ <u>その際、加えて、個人のベビーシッターの情報開示の取扱いについて</u>はが、現在は都道府県等ごとに異なっている現状を踏まえ、<u>全国的なシステム等では、例えば、個人名又は事業所名は開示するが、住所・電話番号等は開示しない方法で、研修受講状況、基準適合状況、自身の情報を掲載しているマッチングサイトのURL等は開示するなど、個人情報保護に配慮しながら、統一的な開示方法・内容について、都道府県等とも調整した上で検討・整理すべきである。</u></p>
--	--